

## 統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 平成25年11月25日（月）16:30～18:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

廣松委員（座長）、川崎委員、野呂委員、椿臨時委員

### 【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

### 【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、  
澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 前回WGにおける議論の確認
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (3) 第3WG審議結果案について
- (4) その他

5 議事概要

(1) 前回WGにおける議論の確認

i) 事務局から資料1に基づいて説明が行われ、委員から再度考慮すべきとの意見があった箇所については、意見を踏まえて再修正することとされた。主な意見等は次のとおり。

・「統計リテラシーの向上」の修正案に関する趣旨は賛成だが、分かりづらい表現となっているので、「統計倫理を重視する」ことが分かりやすくなるように整理してほしい。

→一つの文章で多くのことを詰め込みすぎている感がある。

→「統計リテラシー」や「統計倫理」の説明は、現行計画の中では注意書きとして記載されている。現行計画と同様に注意書きとするなどの修文で対応したい。

・「経済・社会の環境変化への的確な対応」の修正案について、PDCAのために新たな統計を作ることが強調されているようにも捉えられるのではないかと。新たな統計を作成するだけでなく、既存の統計を有効に利用することを含めた表現に

改める必要があるのではないか。

- ii) 前田委員からの意見（「行政記録情報を保有する官庁から、必要とする統計作成官庁へ移送する手続き・手法の検討を行う」こと及び「統計作成官庁のニーズに沿って、行政記録情報を保有する官庁がオーダーメイド集計を行う道筋について検討を行う」ことについて。）を事務局が口頭説明した。主な意見等は次のとおり。
- ・前田委員の意見は非常に重要な指摘であり、今回の諮問案においても、その趣旨の事項が書かれてある。
  - ・前田委員の意見は具体的なテーマを挙げているように思われるが、諮問案のどこに含まれているか。
- 諮問案の「行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。」の中に、前田委員の意見の「移送する手続き・手法」の課題が含まれると理解している。
- 諮問案の「また、特別集計による税務データの活用可能性については」で、前田委員の意見に関して具体的な問題を提起している。

## (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

- i) 廣松座長から「リモートアクセス」について審議ポイントに加えることが提案され、事務局から参考2と席上配布資料に基づいて、総務省政策統括官室から資料2に基づいて、それぞれ説明が行われた。審議の結果、リモートアクセスを目指すことを追加した上で修正することとされた。主な意見等は次のとおり。
- ・今後、二次利用拠点の拡大を考えると、セキュリティの管理を中央で集中的に行う「リモートアクセス」を導入することが、費用削減の面からも有効ではないか。そしてオンサイト利用は、より高いレベルが必要とされる場合に限定されていくのではないか。利用する側から考えると、セキュリティの確保を中央でどのように行うかに関心がある。
  - ・現在の調査票情報はデータの「貸渡し」の形をとっているが、今後はオンサイトやリモートアクセスに移行することになると理解して良いか。
- すぐに移行するのは難しいが、現在の貸渡し形式から段階的に移行していきたい。
- ・時間がかかると思うが、席上配布資料に記された課題である、「セキュリティの確保、コスト抑制」、「利用申請・審査の効率化」、「ガイドラインの整備」、「利用の拡大、推進」を検討して進めていただきたい。
- ii) 前回WGにおいて議論された、調査票情報の提供等における統計センターの各府省への協力について、総務省統計局から資料3に基づいて説明が行われ、審議の結果、その趣旨を追加した上で修正することとされた。また、委員から意見があった箇所については、意見を踏まえて修正をすることとされた。主な意見等は次のとおり。

- ・二次利用の窓口が各府省にあるため、システム監査等の対応が煩雑となっている。統一的な窓口が設置されれば、利用者負担が軽減されることになるため、利用者から歓迎されると考える。
  - ・資料3の内容について、その方向で結構だと思う。当省は事業所・企業を対象にした調査を行っており、世帯系の調査とは違う課題が出てくると思うが、まずは先行している総務省のノウハウを勉強していくことかと考えている。
  - ・参考2の「統計データの有効活用」の別表の担当府省について、中心的な役割を果たすのは総務省だと思うが、それぞれの統計データを所管する各府庁の役割も重要であり、担当府省に各府省も追加した方が別表の他の事項とのバランスも取れるのではないかと。また、現在の基本計画の中では、二次的利用の実績や計画について統計委員会に報告すると書いてある。第二次基本計画には明示されていないが、施行状況報告は続くと理解して良いか。
- 国民に対する有用な統計データの提供を推進する旨を各省共通の指針として本文に盛り込んでおり、別表の事項についても、各府省の協力を得ながら進めていく。なお、施行状況報告については、形式は若干変わるかもしれないが今後も続ける。

### (3) 第3WG審議結果案について

事務局から資料4に基づいて説明が行われ、本日の審議の結果を踏まえて修正したものを委員にメール等で提示した上で、第3WGの報告として取りまとめることとされた。主な意見等は次のとおり。

- ・資料4の(5)「民間事業者の活用」について、政策統括官室が取りまとめている資料によると、民間事業者が実査に関わっている統計調査は5割ほどであるので、「何らかの形で関わっている統計調査が8割」などのような形に修文してほしい。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>